

本多家岡崎藩分限帳  
一

本多家岡崎藩分限帳 一

本多忠豊様御代など 江戸

忠豊様御代  
忠高様御代  
忠勝様御代

江戸

岡本	牧	細谷	原田	服部	佐野	木村
惠東	山田	平岩	大屋	伊奈	原田	
	筒井	服部	中根	中村		

八十二枚

忠豊様  
忠高様

本国三河

御宛行不相知

初代

木村三七  
実名  
不相知

忠高様  
忠勝様

高三拾貫

忠高様御代  
御者頭役

二代目実子

木村三七明利

忠勝様  
忠政様

高三百石

忠政様御代  
御者頭役

三代目養子

木村久太夫直明  
実父 不相知

内

忠勝様御代、家督之節二百石被下置候  
忠政様御代、御加増百石被下置候

忠政様  
政朝様  
政勝様

高三百石

政勝様御代  
御者頭役

四代目養子

木村孫右衛門明実  
大坂御与力  
実父 吉田源太左衛門道常

内

忠政様御代、家督之節百石被下置候  
政勝様御代、御加増二百石被下置候

政勝様  
政長様  
忠国様

高百石

無役

五代目養子

木村助右衛門明綱  
大坂御与力  
実父 吉田源太左衛門道則

内

政勝様御代、家督之節五拾石被下置候  
政長様御代、御加増五拾石被下置候

忠国様  
忠孝様  
忠良様

高百五拾石

無役

六代目養子

木村助右衛門一明  
実父 新宮弥次兵衛重実

内

忠国様御代、御加増五拾石被下置候

忠良様  
忠敬様

高百石

無役

七代目養子

木村三七師明

実父 二沢玄竹可貞

忠良様御代、御暇被下置候

同御代、被召歸御扶持方三人分外畑六反被下置候

同御代、新知百石被下置候

忠敬様

忠盈様

忠肅様

忠典様

忠頭様

忠典様御代

御步行頭格

同御代

御者頭格

高百石

八代目実子

木村三七明孝

忠頭様  
当御代様

高八拾石

元高百石

当御代様

御小納戸

同御代

御步行頭格

御小納戸其俣

九代目養子

木村三七明光

土井大炊頭様御内

実父 伊東権之助祐邦

忠高様  
忠勝様  
忠政様

高千二百石

御代不相知  
御家老職

本国三河

初代

佐野雅楽助泰綱

忠政様

高千二百石

勤方不相知

二代目養子

佐野市郎右衛門行綱

実父 松下筑後守景綱

忠政様

政朝様

政勝様

高千石

政朝様 御代  
政勝様 御代

三代目実子

佐野市郎右衛門為世

忠政様御代、家督之節、千二百石之内二百石、弟佐野助之進為綱江分知

政勝様

政長様

忠国様

高千石

政長様 御代  
忠国様 御代

四代目実子

佐野市郎右衛門連興

政勝様御代、家督之節五百石被下置候

政長様御代、二百石御加増

忠国様御代、三百石御加増、都合千石

忠国様  
忠孝様  
忠良様

忠国様御代

御料理之間

御番頭役

忠良様御代

御用役

同御代

御家老職

五代目養子  
佐野市郎右衛門綱豊

小笠原修理太夫様御家臣

実父一木武右衛門宗武

養父跡目之願、死後差出候付、高千石之内五百石減知

被仰付

忠良様御代、御家老職被仰付候砌五百石御加増、本知之

高被下置候

忠良様  
忠敬様  
忠盈様  
忠肅様

忠良様御代

部屋住<sup>二</sup>而御頼<sup>一</sup>付

御用役

同御代

家督

同御代より

忠肅様御代迄

御家老職

六代目美子  
佐野市郎右衛門興豊

忠盈様御代、老年<sup>二</sup>而男子無之<sup>一</sup>付、厚以思召、加藤与助

一親之嫡子養子<sup>二</sup>被仰付候

同御代、御加増、二百石被下置

忠肅様御代、御役御免、隠居被仰付候

同御代、御不興被成下御免、年始御具足登城并暑寒伺御

機嫌、並之通被仰付候

忠盈様  
忠肅様  
忠典様

忠肅様御代

部屋住<sup>二</sup>而

御番頭役

同御代

家督

忠典様御代迄

御番頭役

同御代

御家老職

高千石

七代目養子

佐野主税輔綱

実父 加藤与助一親

忠肅様御代、家督之節千二百石之内千石被下置候  
忠典様御代、退役隠居被仰付候

忠典様  
忠頭様

忠典様御代より

忠頭様御代迄

御番頭役

同御代

御家老職

高千石

八代目美子  
佐野市郎右衛門綱久

忠顯様  
当御代様

高五百石

元高千石

忠顯様御代

部屋住二番

御番頭並之

勤方

同御代

家督

勤方同断

同御代

御家老職

九代目実子

佐野市郎右衛門展綱

忠高様  
忠勝様

御宛行不相知

忠勝様  
忠政様

高式百五拾石

忠政様  
政朝様  
政勝様

高式百石

忠政様御代、高二百五拾石之内、奉願五拾石隠居江被下  
置候

本国三河

初代

原田弥右衛門  
実名  
不知

勤方不知

二代目実子

原田弥右衛門  
実名  
不知

三代目養子

原田弥右衛門政斎

実父 大屋小隼人頼義

政勝様  
政長様  
忠国様  
忠孝様  
忠良様

政長様御代  
御横目役  
忠国様御代  
奉願御役御免  
同御代

高式百五拾石

御使番役

同御代

御鑓奉行

同御代

御者頭

同御代

御旗奉行

忠孝様御代

奉願御役御免

政長様御代、五拾石御加増被下置候

忠孝様  
忠良様

忠孝様御代

御番入

忠良様御代

家督

同御代

御歩行頭役

同御代

御用役

同御代

病氣付退役

忠良様  
忠敬様  
忠盈様

忠良様御代

御横目役

忠敬様御代

奉願御役御免

同御代

高百五拾石

四代目実子

原田弥右衛門頼貞

五代目実子

原田弥右衛門正中

忠良様御代、養父病氣付家督之節、新知百五拾石被下置候

御使番役

忠盈様御代

御者頭役

実父 大野十郎左衛門頼音

忠盈様  
忠肃様  
忠典様  
忠頭様

高百五拾石

忠典様御代

御歩行頭役

七代目実子

原田弥之助正方

忠頭様  
当御代様

忠頭様御代

御歩行頭役

同御代

御留守居役

同御代

御横目兼役

同御代

御用役

同御代

御留守居兼役

高百拾石

元高百五拾石

八代目養子

原田弥右衛門正憲

実父 井上九兵衛家武

六代目養子

原田贞右衛門正峯

忠勝様

本國伊賀

御宛行不知

御職儀

服部平兵衛一行

初代  
初弾正下申

忠勝様より平之御一字拝領、平兵衛与相改

忠勝様

御宛行不知

二代目実子

服部勅負一信

早世二付、家督断絶仕候

忠勝様  
忠政様  
政朝様

高千三百石

忠勝様御代  
御職儀

二代目養子  
服部平兵衛一元

初干代丸、後内蔵与申  
実父 服部織部一忠

権現様江御奉公仕罷在候処、平兵衛之一行家断絶之段被聞

召、服部之一門故平兵衛一行家相続可仕之旨上意二而相

続仕候

権現様、三州矢矧川水之手を一元江被命、其働上意相叶、

其節為御褒美御手自御羽織拝領仕、今所持仕候

忠政様御代、老年二付退役奉願候処、政朝様御幼年故、

可奉守立旨、御頼思食段、御懇之蒙御意候処、強而御辞

退申上候得共、再三之御意故、御請申上候

政朝様、古出雲守様御遺領、大多喜御拝領之砌、御懇之

思召大多喜江御附被置候、其砌嫡子勅負一明江千三百石

之内三百石部屋知二分知奉願候

忠政様御遺領、政朝様御相続後、一元多年之勤功被賞御

加恩可被下置旨蒙御沙汰候処、達而御辞退仕候、然処、

妻江御知行可被下置旨、是又強而御辞退申上候

政朝様  
政勝様

政朝様御代  
部屋住二而

高千三百石

四代目実子  
服部平兵衛一明

同御代  
政勝様御代  
御番頭役

内

政勝様御代、奉願嫡子平六二秀江三百石部屋知二分知仕候

政勝様  
政長様  
忠国様

政勝様御代  
部屋住二而

高千石

御番留役

五代目実子  
服部平兵衛一秀



同御代  
 政長様御代  
 御番頭役  
 同御代  
 病氣<sub>二</sub>付奉願退役  
 政勝様御代、家督千石被下、三百石<sub>者</sub> 御預り被遊候 段  
 被仰出候

忠国様  
 忠孝様  
 忠良様

忠国様 御代  
 忠孝様 御代  
 御番頭役  
 忠良様御代  
 御職儀  
 同御代  
 病氣<sub>二</sub>付奉願退役

高千石

六代目養子  
 服部平兵衛直光

実父 林長兵衛政光

忠良様  
 忠敬様

忠良様御代  
 御番頭役  
 忠良様 御代  
 忠敬様 御代  
 御職儀  
 同御代  
 病氣<sub>二</sub>付奉願退役

高千石

七代目養子  
 服部平兵衛政盈

森和泉守様御内  
 実父 各務伊織利直

忠敬様

高千石

八代目養子  
 服部平六政甫  
 実父 河面藏人清芳

忠敬様  
 忠盈様  
 忠肅様  
 忠典様  
 忠頭様

高千三百石

忠盈様御代  
 御番頭役  
 忠肅様  
 忠典様御代  
 忠頭様  
 御職儀

九代目養子  
 服部平兵衛一英  
 実父 大谷三兵衛政英

寛政五丑正月十一日

御前江被召、年来格別精勤、殊先々御代様より御繁務之  
 処、引続別而出情一入太儀<sub>二</sub>被思召候との御意<sub>三</sub>而、当高  
 にて百石御加増被下置候処、難有仕合奉存候、退回役共  
 迄奉申上候儀<sub>茂</sub>可有御座旨申上御前退回役中<sub>江</sub>厚御礼申  
 上、其後申上候<sub>者</sub>、段々御懇之御意之上御加恩被下置、  
 重畳難有仕合奉存候然上<sub>者</sub>何分頂戴可仕筈<sub>二</sub>御座候得共  
 御時節柄之義、頂戴仕候義、彼是心遣奉存候<sub>二</sub>付、近頃  
 恐多奉存候得共、御辞退申上度奉存候<sub>二</sub>付、各宜御執成  
 可被下旨申述、其後又候、御前江被召同役共を以申上候、

心遣之趣一応無余義事被思召候、乍去数年勤功一付、被  
下置候得者、聊無心遣頂戴可仕旨、被仰渡候一付、謹而  
段々結構蒙御意難有仕合奉存候、然上者頂戴可仕等御  
座候得共、以同役共申上候通之義、御座候一付、再心恐  
多奉存候得共、御辞退申上度奉存候旨、同役中迄申上候  
処、御意段々無余義心遣之次第申上、吳々も心遣有之間敷  
与、被思召候、乍去再三心遣之段申上、無余義被思召候得  
考、先御預り被置追而以御時合可被及御沙汰旨、御懇之  
蒙御意候

寛政七卯正月十一日

御前江被召、去々春年来之勤功を以先知御加恩、被仰付  
候処、無余義趣にて再三御辞退申上候一付、先御預被為  
置候得共先々御代様より格別精謹仕候得者、此度押而元  
高三百石御加増被下置都合千二百石本知被仰付候、聊  
無心遣頂戴可仕旨御懇之蒙御意候

寛政八年辰正月廿三日、被仰付候考、近来病身罷成、御  
職儀相勤候段太義被思召候、是迄格別骨折相勤、殊御養  
縁之砌より御若年之御時節、格別精勤仕、厚御満足被遊  
候、病身罷成、御苦勞被思食、依之御職儀御免被成隠  
居仕心永老養可仕旨、家督之義从俵登江無相違被下置候  
段、御懇之蒙御意候

右之後、在勤中厚精勤仕候段御満足被思召候、依之御時  
服御羽織被下置候、全為老養退役隠居被仰付候条、御取  
扱、持役隠居之通相心得候様被仰付候

忠頭様  
当御代様

高千三百石

忠頭様御代  
御番頭役

十代目美子  
服部平兵衛一成

当御代様

高六百石

元高千三百石

十一代目養子  
服部平兵衛一貫

実父 佐野市郎右衛門綱久

忠勝様御代御附人

本國二河

美父 服部十郎左衛門貞廉

高千石

御番頭役

忠勝様御代、忠朝様江御附被遊候

初代 伊奈市左衛門忠安

忠勝様

忠政様

政朝様

忠勝様御代  
被召出

高七百石

忠政様御代  
家督勤方不知

二代目美子  
伊奈市左衛門正頼

一 忠勝様御代、部屋住<sup>二</sup>而御知行三百石被下置、伊奈鶴  
千代与申、忠朝様<sup>二</sup>相勤罷在候

一 忠政様御代、從公儀被下置候御知行者元和年中被遊御  
差上候

一 同御代、家督之節高千石之内奉願、弟渡部彦右衛門江  
三百石分知被仰付候

一 政勝様御代、病氣<sup>二</sup>付、隱居仕候処、高七百石之内家督  
五百石俸江被下置、式百石一代気色為養生料被下置候

政勝様  
政長様

高七百石

政勝様御代  
御用役

三代目養子  
伊奈市左衛門忠頼

一 政勝様御代、服部小平太与申御小姓相勤罷在候処、市  
左衛門養子被仰付、家督高七百石之内五百石被下置、  
宇右衛門与相改、家相統仕候処、養父市左衛門病死仕  
候<sup>二</sup>付、一代気色養生料被下置候、式百石<sup>茂</sup>被下置、  
本知之高七百石被下置、伊奈之家筋を以政長様江相  
勤申候得共政勝様格別之奉蒙御懇命候者故御逝去被  
遊候節、政長様江御断申上、俸権三郎幼少<sup>二</sup>付御知行  
差上申度段奉願、於高野山出家仕候

一 松平阿波守様御家来伊藤平太夫与申者之娘實、妻可仕  
旨、内記様 御意被遊候得共、家格<sup>茂</sup>違候者故御断申  
上候処、則御養女<sup>二</sup>被成下、其節御引出御刀被下置、  
今以所持仕候、権三郎出生之節早速申上候処、宇右  
衛門宅江被為人候

政長様  
忠国様  
忠孝様  
忠良様

政長様  
忠国様  
忠孝様  
忠良様

高三百石

忠国様御代  
御料理間御番役  
忠良様御代  
御用役

同御代  
御番留

四代目美子  
伊奈市左衛門頼秀

同御代

奉願隱居

一 政長様御代、家督被仰付候節幼少二付差上候御知行之

内三百石被下置候

一 政長様御召御即位物  
金三ツ圓子 御具足拜領仕、今以所持仕候、其

外鉄線之御紋附候御武器被下置候、右之節鉄線之紋  
以後相用可申旨蒙御意、依之家紋同様相用申候

忠盈様

忠肅様

高三百石

同御代

御料理間御番入

忠敬様御代

御歩行頭格

同御代

家督

同御代

御料理間御番頭格

同御代

御料理間御番頭

忠盈様御代

御用役

忠肅様御代

御番留御用役兼帯

忠典様御代

奉願隱居

六代目実子  
伊奈市左衛門頼愛

忠良様  
忠敬様

忠良様御代

被召出御料理間

御番入

同御代

家督

同御代

御料理間御番頭

同御代

御用役

同御代

御番留

忠敬様御代

奉願隱居

高三百石

五代目養子

伊奈市左衛門忠仲

大坂町与力

実父 浅羽又左衛門賀員

忠盈様  
忠肅様  
忠典様  
忠頭様

高三百石

忠盈様御代

御料理間御番入

忠肅様御代

御歩行頭

忠典様御代

部屋住而御歩行頭

相勤候付新知百拾石

被下置候

同御代

家督

七代目養子

伊奈市左衛門忠順

実父服部太郎七清親

忠良様  
忠敬様

忠良様

御相手

忠良様御代、被召出候節、御合力米百俵被下置候

忠頭様  
当御代様

同御代  
御用役

忠頭様御代  
御歩行頭

同御代

御横目役兼帯

同御代

御料理間御番頭

兼帯其俣

同御代

御用役

当御代様

御番留

御用役兼帯

八代目養子  
伊奈市左衛門忠熙

実父 上田五郎右衛門孝隆

忠勝様江御附人  
忠政様

本国伊勢

高三百五拾石

忠勝様御代

御使番役

同御代

御鍵奉行

同御代

御者頭役

同御代

御旗奉行

忠勝様御代、高式百貫文御宛行

忠政様御代、御知行三百石被下置候

同御代、五拾石御加増被下置候

忠勝様御代天正三年七月廿四日遠州小山御合戦之節從  
権現様、御紋付御甲并輪之御紋拝領仕今所持仕罷在候

忠政様  
政朝様  
政勝様

忠政様御代

御兒小性

同御代

御使番役

政朝様御代

御物頭役

二代目実子  
中村寛左衛門富晴

高三百石

忠政様御代、家督之節幼年一付三百石被下置候

政勝様  
忠国様  
忠孝様

高三百石

政勝様御代  
御見小姓  
忠国様御代  
御物頭役

二代目実子  
中村五郎左衛門尚富

政勝様御代、家督之節式百五十石被下置候  
同御代、離散仕候  
忠国様御代、本知<sup>二</sup>而<sup>一</sup>歸參被仰付候

忠国様  
忠孝様  
忠良様

高三百石

忠国様御代  
御步行頭役  
忠良様御代  
郡御奉行  
同御代  
町御奉行  
奉願郡御奉行御免  
同御代  
御用役  
町御奉行兼役

四代目養子  
中村与惣良久  
稲垣撰津守様御家来  
実父 稲垣弥惣左衛門房至

忠良様

高三百石

忠良様御代  
御步行頭役

五代目養子  
中村五郎左衛門晴久

御使番役

家督  
町御奉行

実父 三宅理兵衛安玄

忠良様御代、実家<sup>一</sup>罷在候内被仰出御次詰被仰付、三宅  
新助与申相勤罷在候处、中村与惣養子<sup>二</sup>被仰付候  
部屋住<sup>二</sup>而<sup>一</sup>新知百石被下置候

忠良様  
忠敬様

高三百石

忠良様御代、五郎左衛門病死仕、俣幼少<sup>一</sup>付林佐左衛門  
三男覚左衛門養子<sup>二</sup>奉願相続仕候  
忠敬様御代、兄林佐左衛門病死仕、俣幼年<sup>二</sup>付林家江御  
戻被遊相続被仰付、五郎左衛門家督俣与惣江被仰付候

養子

中村覚左衛門春房

忠敬様  
忠盈様  
忠肃様  
忠典様  
忠頭様

高三百石

忠典様御代  
御步行頭役  
忠頭様御代  
御使番役  
御步行頭役兼帯

六代目実子  
中村与惣富喬

同御代

御歩行頭役

御免

同御代

御物頭役

同御代

御料理問御番頭格

御物頭役

同御代

奉願隠居

忠顕様  
当御代様

忠顕様御代

御番入

同御代

家督

同御代

御歩行頭格

御小納戸

同御代

御者頭役

七代目美子  
中村与惣富久

忠勝様江御付人  
忠政様

本国三河

初代

高千七百石

大御番頭

原田九郎左衛門種道

忠政様御代、病死仕、実子無御座、妻江式百石被下置候、

右九郎左衛門妻者忠政様御伯母様<sup>二</sup>而覚了院様卜申候

政勝様御代、御病死被成候、其節被成養子、家御立被成

度思召<sup>二</sup>而、松下久左衛門次男市郎兵衛<sup>一</sup>養子被成、二百

石無相違被仰付、其節苗字松下持参仕、名乗候様<sup>二</sup>被仰付

候、後九郎左衛門綱久<sup>一</sup>与相改申候

候、後九郎左衛門綱久<sup>一</sup>与相改申候

政勝様  
政長様  
忠国様

二代目養子

高式百石

御鍵奉行

松下九郎左衛門綱久

実父 松下久左衛門 実名  
不知

忠国様  
忠孝様  
忠良様

忠国様御代

御鍵奉行

三代目美子

高式百石

同御代

松下九郎左衛門綱仲

御物頭役

忠良様  
忠敞様  
忠盈様

忠良様御代  
御歩行頭役

同御代

御者頭役

同御代

御留守居兼役

忠敞様御代

御用役

四代目養子  
原田九郎左衛門綱巨

忠敞様御代、  
思召被成御座候<sub>一</sub>付、  
前々之通原田<sub>二</sub>相改候  
様<sub>二</sub>被仰付候  
忠盈様御代、  
御役義御免隱居被仰付候

忠典様  
忠頭様  
当御代様

高拾人扶持

忠頭様御代  
御歩行頭格

七代目相続  
原田四郎兵衛種精  
実父 木戸半右衛門察房

忠良様  
忠敞様  
忠盈様  
忠肃様  
忠典様

忠良様御代

御番入

忠盈様御代

家督

忠肃様御代

御使番役

同御代

御者頭役

其後御歩行頭兼帯、病氣付

両御役奉願候処兼帯御免

忠典様御代

御用役

五代目美子  
原田九郎左衛門種嘉

高式百石

無役

忠典様御代、御家立退申候

六代目養子

原田五郎三郎種美

浪人

実父 菅沼治兵衛清乘

忠典様

忠典様御代、五郎三郎立去候<sub>一</sub>付、思食有之、原田之苗  
字御取上被成候段、先達而被仰出候原田之家之儀者御附  
人之事故、家名減候事御気毒被思召候、依之自分次男原  
田家血筋之者故、原田之家名相続被仰付候旨、実父半右  
衛門<sub>江</sub>被仰渡、御扶持方拾人分被下置、家名相続被仰付  
候



忠勝様  
忠政様  
御附人

本国遠江

高三百石  
勤方不相知

初代

大屋吉太夫光政

忠政様

忠政様御代  
御使番役

高五百石

同御代  
御者頭役

二代目実子

大屋小隼人頼義

元和元乙卯年五月、大坂一乱之節、御使番役<sup>二</sup>而忠政様供奉仕、赴大坂之役、自天王寺口行物見、既城及没落時、自城中出ル  
忠政様御代、御加増二百石被下置候  
同御代、名<sup>三</sup>小隼人<sup>与</sup>相改候様被仰付候

忠政様  
政朝様  
政勝様  
政長様

高六百石

政朝様御代  
御步行頭役  
御料理間御番頭役

三代目実子

大屋小隼人頼綱

政朝様御代、御加増百石被下置候

政長様  
忠国様  
忠孝様  
忠良様

高八百石

忠国様御代  
御持筒頭役

同御代

御料理間御番頭

同御代  
大御番頭役

四代目実子次男

大屋小隼人頼照

忠良様

高八百石

大御番頭役  
御用役兼帯

五代目養子

大屋小隼人頼季

実父 大谷三兵衛政名

忠良様御代、家督之節五百石被下置候  
同御代、二百石御加増被下置候

忠良様

高八百石

大御番頭並

六代目実子

大屋季之丞頼永

忠良様  
忠敬様  
忠盈様

高三百石

忠良様御代  
御番留役

同御代

御用役兼帯  
忠敬様御代

七代目養子

大屋丈左衛門頼元

実父 栗野佐一兵衛常應

兼役御免

忠良様御代、養父空之允幼年<sup>二</sup>而死去仕候<sup>一</sup>付、家督之節

二百石被下置候

忠盈様御代、御家立退申候

忠盈様

忠肃様

忠典様

忠頭様

忠肃様御代

御使番格

同御代

御使番役

忠典様御代

御步行頭兼役

同御代

兼役御免

忠頭様御代

御物頭格

御使番役兼帯

同御代

御物頭役

同御代

御用役

御物頭役当分兼帯

同御代

御物頭役兼帯御免

同御代

御番留

御用役

八代目相続

大屋小隼人頼直

実父 国分九郎右衛門真昌

忠盈様御代、丈左衛門儀、御家立退候処、家柄之者故家名

御立可被下置候間相心之者相撰可奉願旨、親類共、江被仰

出、則親類共奉願、拾人扶持被下置、家名相続被仰付候

忠典様御代、家筋之者故格別之以思召、御知行当高百拾

石被下置候

忠頭様御代、御加増当高式拾石被下置、御用役被仰付候

忠頭様

当御代様

忠頭様御代

御番入

同御代

家督

当御代様

御使番役

高式百石

九代目養子

大屋吉太夫頼貞

実父 中村与惣富喬

当御代様

高百三拾石

元高式百石

十代目

大屋左門

忠勝様御代御附人

本國三河

初代

高五百石

御者頭役

中根九右衛門重定

天正三年八月十八日、於遠江國諏訪ヶ原討死

忠勝様  
忠政様

忠政様御代  
御使番役

高五百石

同御代  
御物頭役

二代目美子  
中根九右衛門重範

同御代  
御旗奉行

大坂御陣之節御旗奉行相勤、慶長二十年五月七日、御旗  
三本抱御城内<sup>江</sup>一番乗仕候

忠政様  
政朝様

忠政様御代  
御使番役

高五百石

政朝様御代  
御者頭役

三代目美子  
中根九右衛門重唯

同御代  
御旗奉行

忠政様御代、部屋住<sup>二</sup>而新知百石被下置、御使番役被仰  
付、大坂御陣之節御供被仰付、慶長二十年五月七日、親  
九右衛門<sup>二</sup>引続、御城内<sup>二</sup>入相働申候

政朝様  
政勝様

政勝様御代  
御使番役

高五百石

同御代  
御物頭役

四代目美子  
中根九右衛門重光

政勝様  
政長様

忠国様御代  
御使番役

忠国様  
忠孝様

忠国様御代  
御使番役

高三百石

同御代  
御定番頭

五代目美子  
中根九右衛門重明

政勝様御代、家督之節、幼年<sup>一</sup>付三百石被下置候

忠良様

高三百石

無役

六代目美子  
中根九右衛門重朝

忠良様御代、家督三百石被下置、追<sup>而</sup>拾三人扶持<sup>二</sup>被仰  
付候

同御代、御暇被下置、外畑六反被下置候  
同御代、歸參被仰付、御扶持方三人分下置候

忠良様  
忠敬様

忠盈様  
忠肅様  
忠典様

忠敬様御代  
御目付役  
同御代

高百石

大坂御留守居  
兼役

忠盈様御代  
兼役御免

御使番役  
同御代

御者頭役  
同御代

忠肅様御代  
御者頭役依願御免

同御代  
御料理間御番頭格

忠典様御代  
奉願隠居

忠良様御代、御知行百石被下置候

忠肅様  
忠典様  
忠頭様

忠肅様御代  
御番入

高百石

忠典様御代  
家督

同御代  
御物頭役

御留守居添役  
追而添役御免

七代目養子

中根九右衛門種喬  
実父 蒔田加兵衛悦邑

八代目養子

中根九右衛門種昌  
実父 国分九郎右衛門真昌

忠頭様

高百石

同御代

御留守居兼役  
忠頭様御代

思召有之御物頭  
御留守居兼役御免

同御代  
御使番格

同御代  
御步行頭役

同御代  
御使番格

御步行頭役奉願御免

忠頭様御代  
御番入

同御代  
家督

同御代  
御横目役

九代目実子

中根五助重美

忠頭様  
当御代様

高八拾石

元高百石

同御代

御留守居兼役  
忠頭様御代

思召有之御物頭  
御留守居兼役御免

同御代  
御使番格

同御代  
御步行頭役

同御代  
御使番格

御步行頭役奉願御免

忠頭様御代  
御番入

同御代  
家督

同御代  
御横目役

九代目実子

中根五助重美

十代目養子

中根九右衛門重任  
榊原遠江守様御家来

実父 麦倉六郎兵衛吉忠

本国武蔵

忠勝様  
忠政様  
政朝様  
政勝様

政勝様御代  
御用役

初代

高六百石

郡御奉行兼役

細谷新右衛門資利

忠政様御代

五拾石御加増

同御代

百石御加増

同御代

五拾石御加増

政朝様御代、百石御加増

初名勘右衛門与申候所、政朝様御召仕懷妊之女中、新右

衛門江被成御預、則新右衛門宅二而政長様被遊御誕生候

砌、勘右衛門与申名可差上旨、政朝様依御意勘右衛門与

申御名差上、新右衛門与相改申候

此節為御祝儀右之百石御加恩被下置候

同御代、式百石御加増

忠政様  
政朝様  
政勝様  
政長様  
忠国様

忠政様御代幼年寸

御側勤

御番人不相知

高四百石

政勝様御代

二代目実子

細谷弥五太夫永資

御定番頭役

忠政様御代、部屋住二而新知百石

同御代 百石御加増

政朝様御代 百石御加増

同御代 百石御加増

政勝様御代、家督、四百石被下置候

忠国様御代、奉願隠居被仰付候、是迄俸弥五大夫江部屋

住二而被下置候御扶持方御合力米、為隠居料被下置候、

員数者相知不申候

政長様  
忠国様  
忠孝様  
忠良様

政長様御代幼年寸

御側勤

御番人不相知

忠国様御代

家督

同御代 御步行頭役

同御代

同御代 御持弓頭

御先手

御者頭

忠良様御代

二代目養子

細谷弥五大夫資信

本多出雲守様御家来  
実父 白杵六兵衛正永

御料理間御番頭役  
御者頭兼役

同御代  
御番留

忠良様御代

御番入

同御代

家督

同御代

御料理間御番頭格

同御代

御料理間御番頭役

四代目美子

細谷弥五太夫資方

忠典様  
忠頭様

高四百石

忠典様御代

御番入

忠頭様御代

家督

同御代

御步行頭役

同御代

病氣付御步行頭役

奉願御免

六代目美子

細谷弥五太夫資直

忠頭様  
当御代様

高貳百拾石

元高四百石

忠頭様御代

御横目役

七代目美子

細谷六郎資富

忠良様  
忠敞様  
忠盈様

高四百石

忠敞様  
忠盈様  
忠肅様  
忠典様  
忠頭様

高四百石

御料理間御番頭役  
御者頭兼役

同御代  
御番留

忠良様御代

御番入

同御代

家督

同御代

御料理間御番頭格

同御代

御料理間御番頭役

四代目美子

細谷弥五太夫資方

忠典様  
忠頭様

高四百石

忠典様御代

御番入

忠頭様御代

家督

同御代

御步行頭役

同御代

病氣付御步行頭役

奉願御免

六代目美子

細谷弥五太夫資直

忠頭様  
当御代様

高貳百拾石

元高四百石

忠頭様御代

御横目役

七代目美子

細谷六郎資富

忠敞様御代  
御番入  
忠盈様御代  
家督  
忠肅様御代  
御步行頭役  
同御代  
御料理間御番頭役  
忠典様御代  
御用役

五代目美子  
細谷五太夫資房

忠勝様  
忠政様  
政朝様  
政勝様

忠勝様御代  
御者頭役御頼  
同御代  
御旗奉行

本国三河

高五百石

政勝様御代  
奉願御免

初代

平右佐次右衛門張昌

忠勝様御代、八拾人扶持為御賄被下置候

同御代、御知行三百石被下置候

忠政様御代、御加増百石被下置候

政朝様御代、御加増百石被下置候

政勝様  
政長様  
忠国様

政勝様御代  
御者頭役

一代目実子

高式百五拾石

忠国様御代  
奉願御免

平右弥次右衛門張重

政勝様御代、家督之節、式百五拾石被下置候

忠国様

高式百五拾石

無役

三代目養子

平右三郎助張之

実父 河合兵左衛門一輝

忠国様

高百五拾石

無役

家督之節、百五拾石被下置候

忠国様  
忠孝様  
忠良様

忠良様御代

御步行頭格

同御代

御鍵奉行

同御代

御横目兼役

同御代

兼役奉願御免

同御代

御鍵奉行

奉願御免

高百石

五代目養子実弟  
平右瀨兵衛張仲

実父 太田瀨兵衛正宮

忠国様御代、家督之節百石被下置候

忠良様  
忠敬様  
忠盈様  
忠肅様  
忠典様  
忠頭様

忠良様御代

御番入

同御代

家督

忠盈様御代

御横目役

高式百石

忠肅様御代

御者頭格

御横目役

忠典様御代

御用役

御勅定奉行兼役

追而兼役御免

同御代

御番留役

御用役兼帯

忠顕様御代

奉願隠居

六代目美子

平右佐次右衛門親昭

忠顕様御代、部屋住之節、御歩行頭役被仰付、新知百石  
被下置候

忠顕様

当御代様

忠顕様御代

御番入

同御代

家督

同御代

御横目役

高式百石

八代目養子

平右佐次右衛門親清

松平英之助様御家来

実父 市川仁兵衛敬清

忠典様御代、御用役被仰付候節、御加増百石被下置候

当御代様

高百三拾石

元高式百石

九代目養子

平右速之允

実父(記入なし)

忠肅様  
忠典様  
忠顕様

忠肅様御代

御番入

忠顕様御代

御歩行頭役

同御代

家督

同御代

御使番役

同御代

御者頭役

同御代

御用役

高式百石

七代目美子

平右佐次右衛門親孝



忠勝様  
忠政様  
政朝様

本家服部太郎七  
本国尾張

忠国様

高百五拾石

無役

初代  
服部頼母助為信

養子  
服部半七 実名  
不相知  
実父 小柳津助兵衛宗房

忠勝様御代、新知百五拾石被下置候

政朝様  
政勝様  
政長様

政勝様御代  
御步行頭役

忠国様御代、御番入被仰付、御扶持御切米被下置、其後元禄七戌年十二月十八日、部屋住二而新知百石被下置、御次詰相勤罷在候之処、兄小柳津作之右衛門病氣二而嗣子無之候一付、実家江可差戻旨依御意罷歸、小柳津家相續仕助右衛門与相改

高式百石

同御代  
御者頭役

一代目実子  
服部頼母為成  
後与惣兵衛

政勝様御代、御加増五拾石被下置候

高式百石

忠孝様  
忠良様  
忠敞様

忠良様御代  
御步行頭役

四代目養子

服部喜又朝房

政長様  
忠国様  
忠孝様

政長様御代  
御步行頭役

同御代  
郡御奉行  
奉願御役御免

松平相模守様御内  
実父 伊吹源兵衛 実名  
不知

高式百石

忠国様御代  
御物頭役

三代目実子  
服部喜又為興

忠国様御代、離散仕候  
同御代、帰参被仰付候

忠良様  
忠敞様

忠良様御代  
御番入

五代目実子

服部与惣兵衛為規

高式百石

忠敞様御代

家督無役

忠敞様  
忠盈様  
忠肅様  
忠典様  
忠顯様  
当御代様

高貳百石

忠典様御代  
御横目役  
忠顯様御代  
御用役

同御代  
御勅定奉行兼帯

同御代  
思召在之両御役御免

同御代  
御料理間御番頭格

同御代  
御物頭役

同御代  
病氣一付奉願  
御料理間御番頭格

同御代  
御物頭役御免

御使番  
当御代様

忠敞様御代、家督之節、幼年一付、八人扶持被下置候

忠肅様御代、旧知之内当高百石被下置候

忠典様御代、当高三拾石御加増被下置候

六代目美子  
服部頼母為徳

忠勝様  
忠政様

本国三河

高千石

勤方不相知

初代

牧宗次郎成氏

忠政様

高七百石

勤方不相知  
減知之詛不相知

二代目美子

牧加兵衛成安

忠政様御代、撰州大坂陣時得首級、賜七百石

忠政様

勤方不相知

三代目美子

牧宗次郎成好

高四百石

減知之詛不相知

忠政様  
忠朝様

高三百石

無役  
減知之詛不相知

四代目美子

牧宗次右衛門成久

政朝様  
政勝様  
政長様  
忠国様

高三百石

無役

五代目美子

牧宗四郎成吉

政朝様御代、家督之節、二百石被下置候

忠国様御代、為御加増五拾石宛兩度被下置候

忠国様  
忠孝様  
忠良様

高二百石

無役  
減知之訛不相知

六代目実子  
牧宗四郎成重

忠良様御代、御人減之節、一統御暇被下置候之処、以

思食御扶持方六人分被下置、古河野渡村<sup>二</sup>罷在、正徳  
三巳六月病死仕候所、御家久敷筋目之者、御座候間妻  
并娘<sup>江</sup>御扶持方二人分被下置、追<sup>而</sup>相心之者見立養子  
奉願旨被仰渡候

忠肅様  
忠典様  
忠顯様

高拾人扶持

無役

七代目相統  
牧宗四郎實満

実父 佐藤市郎左衛門信親

芦野金助様御家来

忠肅様御代、宗四郎名跡御立被下候<sup>二</sup>付、母<sup>江</sup>被下置候  
御扶持方<sup>江</sup>被相結、以前宗四郎<sup>江</sup>被下置候通六人扶持私  
<sup>江</sup>被下置、御<sup>江</sup>間御番入被仰付候

忠典様御代、為御加増二人扶持被下置候

忠顯様御代、為御加増二人扶持被下置候

忠典様  
忠顯様

高拾人扶持

忠典様御代  
御番入

八代目実子  
牧宗次郎實福

忠顯様御代、御横目役被仰付候<sup>二</sup>付、御知行可被下置候  
処、兼<sup>而</sup>被仰出<sup>茂</sup>有之候事故、御役中年々白銀三枚宛被  
下置候  
忠顯様御代  
御小納戸  
同御代  
御横目役  
同御代  
病氣<sup>二</sup>付御横目役  
奉願御免

忠顯様  
当御代様

高拾人扶持

九代目養子

牧宗次郎克寛

実父 田村記六正邦

忠勝様  
忠政様  
政朝様  
政勝様  
御宛行不知

御坊主

初代  
休玄  
実名  
不知

本国伊勢

忠勝様  
政長様  
忠国様  
忠孝様  
御宛行不知

御坊主

二代目養子  
一的  
実父不知  
実名  
不知

忠国様  
忠孝様  
忠良様  
高五拾石

忠国様御代  
御坊主  
忠良様御代  
御医師御取立

忠良様御代、  
新知五拾石被下置候

三代目養子  
山田祐益好澄  
実父不知

忠良様  
忠敬様  
忠盈様  
高五拾石

忠良様御代  
御番入  
同御代  
家督

四代目実子  
山田祐堅澄息

忠盈様  
忠肃様

高五拾石

五代目実子  
山田祐順昌敏

忠肃様  
忠典様  
忠頭様

高五拾石

忠頭様御代  
奉願隠居

六代目養子  
山田柳軒正資  
上総国望陀郡横田村郷土  
実父高橋吉右衛門良久

忠頭様  
当御代様

高五拾石

忠頭様御代  
御番入  
同御代  
家督

七代目実子  
山田一的光芳

忠勝様

本国大和

御宛行格式共不相知

初代  
筒井九郎大夫

実名  
不相知

忠政様  
政朝様

御宛行格式共不相知

二代目実子  
筒井新九郎

実名  
不相知

政朝様  
政勝様  
政長様  
忠国様

政朝様御代  
御船手預り  
忠国様御代  
御仲之間

高御切米十二石  
三人扶持

同御代  
御船手吟味役

三代目実子  
筒井清兵衛信秀

政長様  
忠国様  
忠孝様  
忠良様

政長様御代  
御船手見習  
忠国様御代

高御切米十二石  
三人扶持

御仲之間  
同御代  
御船手吟味役

四代目実子  
筒井清兵衛信種

忠良様

忠敬様  
忠盈様  
忠肃様  
忠典様

高五拾石

忠肃様御代、  
新知五拾石被下置候

忠良様御代  
御步行  
同御代  
御仲之間  
御用所勤  
同御代  
御詰格  
御右筆  
忠盈様御代  
御用部屋元メ

五代目実子  
筒井清兵衛定光

忠敬様  
忠盈様  
忠肃様  
忠典様  
忠頭様

高五拾石

忠敬様御代  
御用部屋子共  
同御代  
添書  
忠盈様御代  
御仲之間  
忠肃様御代  
御詰格  
御右筆  
忠典様御代  
家督  
同御代  
御用部屋元メ

六代目実子  
筒井清兵衛信英

忠顯様御代  
御広間御番入

忠顯様  
当御代様  
高五拾石

家督  
土圭間御番入  
御用部屋見習勤

七代目養子  
筒井清兵衛定實  
実父 生駒理兵衛伊章

忠勝様  
忠政様  
政朝様  
政勝様

御宛行不相知

忠勝様御代  
御歩行  
忠政様御代  
御歩行目付

本国三河

初代

岡本庄九郎政安

政勝様  
政長様  
忠国様

御宛行不相知

政勝様御代  
御歩行  
同御代  
御歩行目付  
政長様御代  
御蔵役  
忠国様御代  
御仲之間御蔵役

二代目美子

岡本彦左衛門政好

忠国様  
忠孝様  
忠良様

御宛行不相知

御歩行

三代目美子

岡本彦兵衛永安

忠良様  
忠敬様

忠良様御代  
御歩行  
同御代

高五拾石

御歩行目付

同御代

御仲之問

御威役

同御代

御詰格

大御納戸

忠敬様御代

御元々

忠敬様御代、新知五拾石被下置候

同御代、御知行差上退役奉願候処、御知行被召上隠居被

仰付候

四代目美子

岡本庄九郎直安

忠肅様御代、新知五拾石被下置候

御前様御附

忠典様御代

御足輕支配

御中間頭兼帯

忠典様

忠顕様

当御代様

忠典様御代

土圭問御番入

御状番勤

忠顕様御代

御広間御番入

同御代

御子様方御附

同御代

御附勤御免

同御代

御金元

六代目養子

岡本武左衛門安寛

実父 栗本忠蔵安当

忠敬様  
忠盈様  
忠肅様  
忠典様

忠敬様御代

御馬稽古被仰付候

同御代

御髪番御横目支配

同御代

一判取

勤方同断

同御代

土圭問御番入

兵部様御附

忠肅様御代

御広間御番入

高五拾石

五代目美子

岡本武左衛門政性

高五拾石

忠勝様  
忠政様

御足輕

本國上総

初代

惠藤吉太夫

忠孝様  
忠良様

御足輕

六代目養子

惠藤吉太夫

御足輕

実父 山田太左衛門

忠政様  
政朝様

御先手小頭

二代目実子

惠藤吉太夫

忠良様

忠敬様

忠盈様

忠肅様

忠典様

忠頭様

忠良様御代

御足輕

忠盈様御代

御勘定人格

御取立

於貞様御附支配

七代目養子

惠東勤左衛門親央

御足輕

実父 山田太左衛門

大御納戸支配

同御代

忠典様御代、奉願苗字文字相改申候

高御切米四石五斗

式人扶持

忠頭様

当御代様

忠頭様御代

御納戸下役見習

御納戸下役

高御切米四石五斗

同御代

式人扶持

八代目実子

惠東勤左衛門親基

御足輕

惠東勤左衛門親基

忠国様  
忠孝様

御足輕

五代目実子

惠藤吉太夫

政長様  
忠国様

御足輕

四代目実子

惠藤吉太夫

御足輕

三代目養子

惠藤吉太夫

実父不知



忠頭様御代、御切米五斗御増被下置候  
同御代  
御納戸帳元  
同御代  
一判取  
勤方同断